

# 後期高齢者医療制度のお知らせ



**問合せ先** 市民課医療年金グループ(☎84-5005)  
三重県後期高齢者医療広域連合(☎059-221-6883)

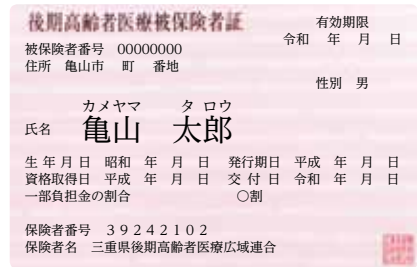
## 対象となる人(被保険者)

- ① 75歳以上の人(75歳の誕生日当日から対象)
- ② 65歳以上で一定の障がいがあり、  
申請により三重県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた人

## 8月から使える被保険者証を送付します

- 被保険者1人に1枚、ピンク色の被保険者証を交付します。
- 毎年8月の更新とし、7月初旬に新しい被保険者証を三重県後期高齢者医療広域連合から簡易書留で発送します。

若草色から  
ピンク色に変わります



## 【利用時の注意点】

- ▷ 8月1日以降、医療機関や薬局の窓口では、新しい被保険者証(ピンク色)を提示してください。
- ▷ 医療機関にかかるときに必要ですので、大切に保管してください。
- ▷ 紛失したり、汚したり、記載内容に変更があった場合は、速やかに市民課医療年金グループ(本庁1階)へ届け出て、再交付を受けてください。

## 「限度額適用認定証」・ 「限度額適用・標準負担額減額認定証」について

入院するときや高額な外来診療を受けるときは、「限度額適用認定証」(住民税非課税世帯の人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」)を医療機関などの窓口で提示することで、医療費の支払いが自己負担限度額までになります。

また、住民税非課税世帯の人は、入院時の食事代も減額されます。

「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受ける場合は、医療年金グループで申請してください(郵送での申請手続きも可)。



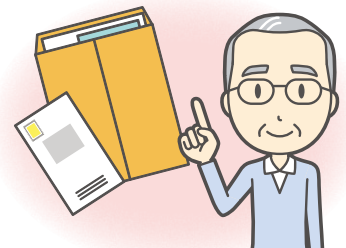
### 申請に必要なもの

- ▷ 後期高齢者医療被保険者証
- ▷ マイナンバーカード等の本人確認書類
- ※ 後期高齢者医療保険料に未納があるときは、発行できない場合があります。



## 令和3年度 保険料額決定通知書を送付します

- 保険料は、被保険者一人ひとりに対して算定します。
- 7月中旬に「保険料額決定通知書」を市から送付します。  
保険料は、被保険者全員が定額を負担する「均等割額」と、被保険者の所得(令和2年分)に応じて負担する「所得割額」の合計で算出します。



## 【保険料(年額)の算出方法】

$$\begin{array}{l}
 \text{均等割額} \\
 \mathbf{44,589円}
 \end{array}
 +
 \begin{array}{l}
 \text{所得割額} \\
 (\text{前年の総所得金額} - \text{基礎控除額}) \times \mathbf{8.99\%}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{l}
 \text{一人あたりの保険料(年額)} \\
 (\text{上限} \mathbf{64万円})
 \end{array}$$

## 保険料の軽減措置があります

- 所得が低い世帯に属する人への軽減措置(均等割額が軽減されます)

所得の合計が以下の金額の世帯 (同一世帯の被保険者と世帯主)	軽減割合	軽減後の保険料 (年額)
[43万円+10万円×(年金・給与所得者数-1)] 以下	7割	13,376円
[43万円+28.5万円×被保険者数+10万円× (年金・給与所得者数-1)] 以下	5割	22,294円
[43万円+52万円×被保険者数+10万円× (年金・給与所得者数-1)] 以下	2割	35,671円

- 被用者保険の被扶養者であった人の軽減措置

- ▷資格取得日の前日に、被用者保険の被扶養者であった人は、資格取得から2年間は、均等割額が5割軽減(年額保険料22,294円)され、所得割はかかりません。
- ▷所得が低い世帯に属する人への軽減(7割)に該当する人は、そちらを優先して適用します。

## 保険料を忘れず納めましょう

- ▷原則として、年金からの天引き(特別徴収)になります。
- ▷年金の受給額が年額18万円未満など、一定の基準により特別徴収されない人は、7月から毎月末を納期として全9期で納める普通徴収(口座振替または納入通知書で納付)になります。

- 特別徴収の納期

第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回
4月	6月	8月	10月	12月	2月

- 普通徴収の納期

第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

※月末が休日などに当たる場合は、翌平日が納期になります。

## 新型コロナウイルス感染症に

感染した人や、感染症の影響で収入減少が見込まれる人には、**傷病手当金の支給制度**や、**保険料の減免制度**があります。

詳しくは、医療年金グループへお問い合わせください。

## 保険料の納付が困難な場合は、 ご相談ください

納期限を過ぎると、督促状を発行します。それでも納付されない場合は、通常の保険証より有効期間が短い「短期被保険者証」を交付します。

納期限内の納付が困難なときは、医療年金グループへご相談ください。

## 年に1回、「後期高齢者健康診査」を受診しましょう

後期高齢者健康診査は、健康管理と生活習慣病の早期発見を目的としています。後期高齢者健康診査の受診券を三重県後期高齢者医療広域連合から順次送付しています。

### 受診券郵送スケジュール

- ▷4月末時点の被保険者 … 6月下旬に送付
- ▷5月～7月中に被保険者になる人 … 8月中旬に送付
- ▷8月中に被保険者になる人 … 9月中旬に送付

**対象者** 令和3年8月31日までに被保険者になる人

**受診期間** 令和3年7月1日～11月30日まで  
(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施期間中でも中止になる場合があります。受診を希望する医療機関へ必ず連絡をした上で受診してください。)

**受診方法** 受診券が届いた後、同封の健診案内などを確認の上、医療機関へお申し込みください。

**自己負担額** 無料



令和3年度から  
自己負担額が**無料**  
になりました